

平成30年度 事業計画書（変更後）

当協会は、平成24年度に公益財団法人中央果実協会に移行し、果実の安定的な生産出荷及び果樹農家の経営の支援に関する事業その他果実の生産から流通加工、需要拡大に至る各般の事業を行うこと等により、果実の需給の安定的な拡大と果樹農家の経営の安定を図り、国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする事業を実施している。

国内果樹農業をめぐる環境については、果樹農業の担い手の高齢化や栽培面積の減少、消費面における若年者の果物離れ等が進行し、国産果実の生産量は減少傾向をたどるなど一層厳しい状況となっている。

また、新たな国際環境のもとで、国産農林水産物の競争力強化のための国内対策が急がれている。

こうした状況の下、平成30年度の果樹対策については、果樹産地計画の目標達成に向けた着実な実施が一層求められている。

中央果実協会としては、果樹産地の構造改革を推進し、需要に即した品種・品目への転換を促進するため、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業を継続して実施する。また、うんしゅうみかん等の需給と品質の安定を図るため、果実計画生産確認事業を着実に実施するとともに、必要に応じ緊急需給調整特別対策事業等を実施する。

果実加工流通対策については、加工原料安定供給対策事業を実施するとともに、果実輸出効率化・鮮度保持技術導入支援事業を実施する。この他、パインアップル構造改革特別対策事業、調査研究事業等についても引き続き実施する。

なお、台風、降雹等の自然災害対策については、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業を引き続き実施する。

さらに、国産農産物等の需要フロンティアの開拓を図るため、外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業を引き続き実施する。

このほか、新たに、日本青果物輸出促進協議会からの要請に応じて国産青果物の輸出促進のための活動を支援する。

平成30年度に実施する事業の具体的内容は、以下のとおりである。

1 果樹対策事業の実施

(1) 果実需給安定対策事業の実施

ア 果実計画生産確認事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、生産出荷目標に基づく産地指導、摘果等の計画生産確認事業の実施による生産出荷の安定を図るため、道県基金協会が行う交付準備金の造成に対して補助する。

イ 緊急需給調整特別対策事業

うんしゅうみかん及びりんごについて、計画的な生産出荷への取組みを行ったにもかかわらず、一時的な出荷集中により、価格が低下した場合又は価格の低下が確実と見込まれる場合に、需給及び価格の安定を図るため、生産者団体の主導により生食用果実を加工原料用に仕向ける際、道県基金協会が行う補給金の交付に対して補助する。

ウ 果汁特別調整保管等対策事業

生産出荷安定指針が策定された場合又は災害等により傷果等生食用に適さない果実が大量に発生した場合に、当該果実製品の調整保管又は当該果実の産地廃棄を行う果

実加工業者等に対して、果汁の製造に要する資金に係わる金利の支払及び倉庫の保管料に要する経費等を補助する。

エ 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

台風、降雹等自然災害等により被害を受けた果実が大量に発生した場合に、当該被害果実の加工利用促進及び区分流通、又は被害果実及び果実製品の利用促進を行う生産出荷団体、加工業者等に対して補助する。

(2) 果樹経営支援等対策事業

ア 果樹経営支援対策事業

担い手の経営基盤の強化及び競争力の高い産地育成の加速化を図るため、産地計画に基づき、優良品目・品種への転換、小規模園地整備等の整備事業及び労働力調整システムの構築、大苗育苗ほの設置等の推進事業を行う担い手、生産出荷団体、市町村等に対して、道県基金協会等が行う補助金の交付に対して補助する。

イ 果樹未収益期間支援事業

競争力の高い果樹産地の育成を強化するため、担い手等がアの果樹経営支援対策事業等により優良な品目又は品種への改植を実施した後、経済的に価値のある水準の収量が得られるまでの期間に要する経費の一部を、道県基金協会等が補助する経費を補助する。なお、平成24年度から、東日本大震災に伴い、福島県下で果樹の改植の取組により放射性物質の果実への移行低減に取り組んだ園地の所有者等を、本事業の支援対象者としている。

ウ 果樹生産性向上モデル確立推進事業

農地中間管理機構を活用して産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区」における、ICT等の省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証事業に対して補助する。

エ 果樹農業調査研究等事業

平成27年4月に公表された果樹農業振興基本方針に基づき、果樹農業好循環形成総合対策事業が効果的、効率的に実施されるよう国内及び国外の果樹の生産・流通・消費に関する情報の収集を行うとともに、国産果実の普及啓発を一体的に行う。

(3) 果実流通加工対策事業

ア 加工専用果実生産支援事業

国産果実を原料とした果実加工品の試作品の製作とその評価を行い、新たな加工・業務用需要への対応の可能性を検証するとともに、当該原料価格を想定した栽培技術の実証等を併せて行い、栽培マニュアル等を作成する者に対して、その経費を補助する。また、事業に係る交流会等を行う。

イ 国産果実競争力強化事業

国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、かんきつ果汁を対象に部門別経営分析及び需要の調査、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、すべての国産果樹を対象に製品・新技術の開発等を行う果実の生産出荷団体等に対して、道県基金協会が行う補助金の交付等に対して補助する。

また、健康への有益性に係る知識の普及や消費拡大に資する人材育成等に資するよう、消費拡大セミナーの実施、WEBを活用した啓発活動の実施など「毎日くだもの200グラム運動」推進の取組を行う。

ウ 加工原料安定供給連携体制構築事業

加工用果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工用果実の選別及び出荷体制の構築並びに作柄安定技術の導入に要する経費について補助する。

エ 果実輸出支援強化事業

国産果実を船便により、①低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファーコンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流、植物検疫条件等輸出条件対応機材の導入による効率的な体制作りに係る検討及び実証を行う事業、また、②低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、長期間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材などによる長期間輸送時の品質劣化防止技術の開発に係る検討及び実証を行う事業に必要な経費を補助する。

(4) パインアップル構造改革特別対策事業

優良種苗の効率的な増殖、育苗及び種苗の配布とこれに必要な施設・機械の整備、優良種苗の普及推進のための協議会の開催、生食用への転換等のパインアップル産地の構造改革の推進等の事業を実施する果実の生産出荷団体に対して県基金協会が行う補助金の交付等に対して補助を行う。

(5) 新商品開発等事業（平成29年度補正予算繰り越し）

国産青果物（野菜及び果実）の需要フロンティアの開拓を図るため、生産者と外食・加工業者等との連携体制を構築するとともに、外食・加工業者等による国産青果物を原材料とした新商品の開発・試作、新商品の製造等に必要な機械の開発・改良、新商品のプロモーション及び原料原産地表示の促進等に必要経費に対して補助する。

（注）本事業については、国において繰越の手続が行われることとなっており、繰越されることを前提に作成している。

2 道県基金協会に対する指導等

果実等の生産出荷安定に関する事業、果樹経営支援対策事業等の適正な運営を図るため、業務運営協議会の開催等により道県基金協会への指導・情報提供等を行う。

また、果樹対策事業の円滑な実施に資するため、道県基金協会等に対し推進費を交付する。

このほか、学生等を対象とした食育セミナーの実施、果物と健康に関するメールマガジン配信等食育推進の取り組みを行う。

さらに、日本青果物輸出促進協議会からの要請に応じ役職員を派遣するなど、同協議会が実施する国産青果物の輸出促進のための活動を支援する。

3 業務執行体制等の効率化

当協会の業務の動向や財務状況を踏まえ、業務執行体制等の効率化を図る。